鳥取県消費生活センター機関誌

消費者ほっとライン

NO. 206
（2011. 3）

目　次

P. 1　住宅用火災警報器トラブル
P. 2　アダルト等のワンクリック請求
P. 3　パソコンの復旧方法
P. 4　センターからのお知らせ

住宅用火災警報器の訪問販売トラブルにご注意を！

消防法の改正により、平成23年5月末までに、県内の既設住宅は住宅用火災警報器を設置する義務がありますが、鳥取県の推計普及率は全国最下位であると発表されました。（40.6%、全国 63.6%、H22.12 月時点）

これを機に、悪質業者が県内で強引な訪問販売を展開することも考えられます。あらかじめその手口と対策を知り、悪質業者を撃退しましょう！

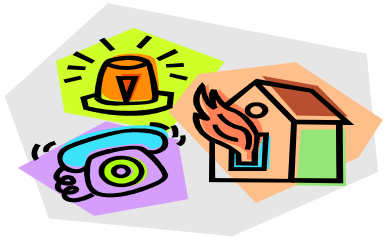

【事例】「点検」と言ったのに…

突然1人暮らしで80歳の母の家に「市役所から火災警報器の点検に来た」と男2人がやって来た。

4ヶ所に次々と警報器を取り付けられ、代金19万円を請求された。

母は高いと思ったが「取り付けないと罰せられる」と言われ、仕方なく払ったそうだ。

母は業者から何の書面ももらっておらず、連絡先がわからない。

○●アドバイス●○

- 1人暮らしの高齢者は、悪質業者にねらわれています。業者が来る前に、家族や周りの方と火災警報器の設置について早めに検討し、設置しましょう。
- 市役所や消防署など、公的機関が訪問販売に関わることは絶対にありません。「必要ない」ときっぱり断り、不審な業者を家に入れないことが重要です。
- 罰則はありませんが、設置は義務づけられています。
- 契約前に見積書をもらい、工事内容を十分に確認し、他社と比較検討した上で、納得してから契約しましょう。
- 訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフにより無条件で解約できます。早めに消費生活相談窓口に相談しましょう。

住宅用火災警報器　Q＆A

Q　自分で取り付けできますか？
A　天井や壁に自分で取り付けできます。

Q　どこで買えますか？値段の目安は？
A　大型電器店やホームセンターなどに行けば、1個数千円から買うことができます。
　　買うときは、日本消防検定協会のNSマークがついた商品を選びましょう。

Q　設置義務のある場所は？
A　少なくとも寝室と、2階などに寝室があれば階段に設置が必要です。市町村によっては台所への設置を義務づけている場合もあります。

NS 日本消防検定協会

●知らない業者は家に入れない
●相手の言葉をうのみにしない
●契約前に必ず相談！

【住宅用火災警報器に関する相談窓口】住宅用火災警報器相談室　0120－565－911（平日9時～17時）

編集・発行　鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 消費生活センター
〒683-0043 鳥取県米子市末広町 294（米子コンベンションセンター4 階）
TEL：(0859)34-2765　FAX：(0859)34-2670　E メール：shohiseikatsu@pref.tottori.jp

アダルトサイト等のワンクリック請求

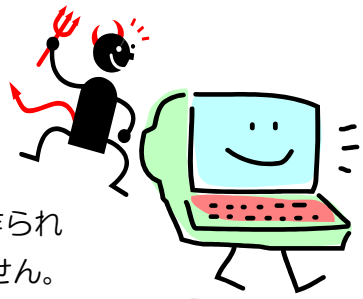

最近の「ワンクリック請求」を行うサイトは、法律を意識して巧妙に作られており違法性の指摘が難しく、クリックした本人の責任を問われかねません。
悪質業者の最新の手口を知り、トラブルを未然に防ぎましょう！

ワンクリック請求とは？

例えばアダルトサイトで無料の動画を見ようと画像をクリックし、次へ次へと進んでいった利用者に対し、サイト運営者が利用者の意思に反して会員登録を行い、料金を請求する手口のこと。

ワンクリック請求の手口

【例】 ヤフーなどの検索サイトから、ワンクリック請求のアダルトサイト等へ誘導されるケース

① 検索サイトで「無料動画」をキーワード検索
② 上位に出たサイトをクリック
③ 無料動画の画像をクリック

安全な検索サイトで上位に出たからといって、そこも安全なサイトとは限りません。
検索結果の順位は、操作できます！

④ 複数のサイトを転々とさせられ、最終的にワンクリック請求のサイトへ誘導される。

このサイトに「無料」の文字はありません！

⑤ 「20歳以上である」「利用規約に同意して先に進む」にチェックマークを入れ、「はい」ボタンを押すと、次の画面へ移動

チェックを入れないと先に進めない仕組み。「はい」ボタンの下に利用規約があり、有料であることが書かれています
画面をスクロールしないと見えない位置に、小さく読みにくい色で書かれています。

⑥ ⑤とほとんど同じ画面が再度表示され、今度はチェックマークが初めから入っている。
よくわからないまま再度「はい」をクリック

よく見ると画面の上部が「再確認画面」となっており「前ページで答えた内容に間違いありませんか？」と書かれています。

⑦ 動画のリンクをクリックすると、「このファイルを実行または保存しますか？」とWindowsの警告ウィンドウが表示されるので、「実行する」をクリック
⑧ 「発行元を確認できませんでした。このソフトウェアを実行しますか？」と再度Windowsの警告ウィンドウが表示されるので、「実行する」をクリック

通常、単に動画を再生するだけであれば、⑦⑧の操作は発生しません。
これは登録画面を繰り返し表示するウイルスを感染させるための誘導です！

「登録が完了しました。○日以内に△万円入金願います」との登録画面が数分おきに表示されて、何度再起動しても消えない！！

予防のポイント

- ○ 「規約に同意」などの重要な表示を見逃さない。
- ○ 画面をよく読まずにクリックして先に進まない。
- ○ 「はい」ボタンの近くに重要情報あり（利用規約や料金等）。必ず画面をスクロールしましょう。
- ○ 「セキュリティの警告」のウィンドウが表示された場合は、ウイルスを疑い先に進まない。

登録画面が消えなくなったら…

パソコンの復旧方法

システムの復元の方法（Windows XP の場合）

※Windows2000 には復元の機能がありません。
Vista/7 の復元方法は、以下のホームページをごらんください。
>> http://www.ipa.go.jp/security/restore/

①「スタート」－「ヘルプとサポート」をクリック

②「コンピュータの変更をシステムの復元で元に戻す」をクリック

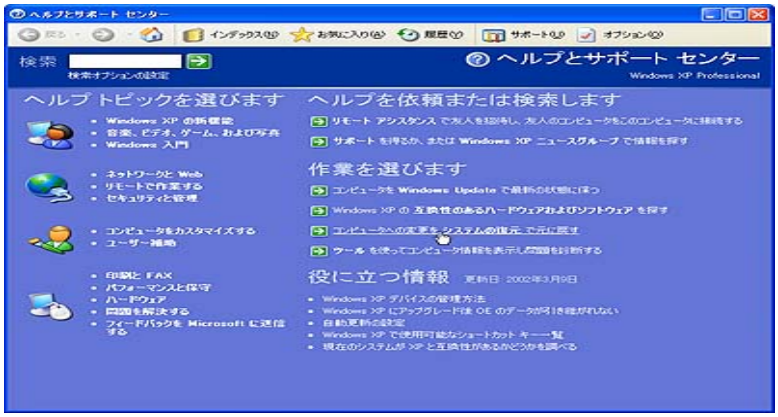

③「コンピュータを以前の状態に復元する」にチェックを入れた状態で「次へ」をクリック

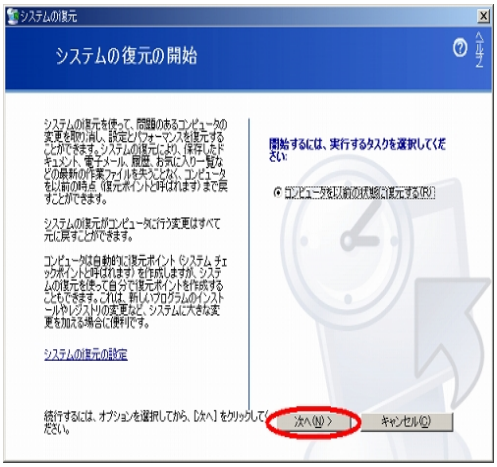

④パソコンにトラブルが発生した日より前の復元ポイントをクリックし、「次へ」をクリック

※復元ポイントがない場合は「システムの復元」はできません。
「キャンセル」をクリックし、他の手段を試してください。

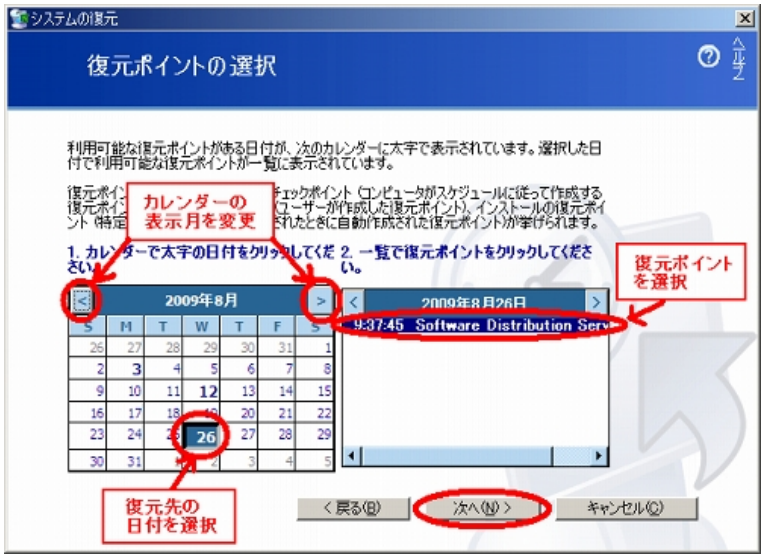

⑤表示されている日付を確認し「次へ」をクリック

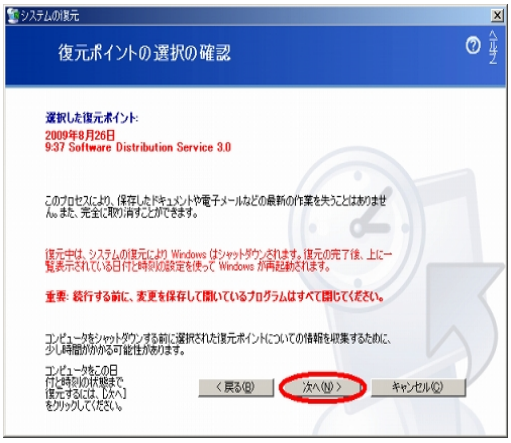

⑥自動処理の途中でパソコンが再起動します

⑦復元に成功すると「完了しました」と表示される。右下の「OK」ボタンをクリックすれば完了！

※システムの復元ができない場合は、パソコンを購入した状態に戻す「パソコンの初期化」の方法もあります。
手順はパソコンの取扱説明書をごらんください。
データ等が消えますので、バックアップが必要です。

データやメールへの影響はないと表示されますが、念のため重要なデータはバックアップを取ってから実行しましょう！

〇●情報セキュリティ安心相談窓口●〇

〇まずは右ホームページをごらんください >>http://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html

〇コンピュータウイルス 110 番 03-5978-7509（平日 10 時～12 時、13:30～17 時）

センターからのお知らせ

啓発用パネル　貸出中！

悪質商法の手口・対処法、多重債務問題、クーリング・オフクイズなど、貸出用パネルを新たに３２枚作成しました。

学校や地域の催しなどにご利用ください。

●電話予約をお願いします。

※貸出しを希望されるパネルの番号、テーマ、貸出希望の時期、氏名、電話番号等をお伺いします。

●パネルはホームページでごらんいただけます。

●詳細はセンター担当（0859-34-2760）まで。

日本海新聞　毎月連載中！

日本海新聞の家庭面に、毎月２回『消費生活相談』というタイトルで連載しています。

悪質商法の手口・対処法や、食品表示・製品の注意点・制度等を、Ｑ＆Ａ方式でご紹介しています。（毎月第２・４土曜日）

４月の掲載予定

4/ 9　火災警報器トラブル

4/23　食品の表示

団体の啓発・広報活動に助成します

消費生活問題に関する啓発・広報活動等を積極的に進める団体の事業に対し、補助金を交付します。

詳細は、センター担当（0859-34-2765）まで。

悪質業者から地域を守り、賢い消費者の輪を広げましょう！

・対　象　者・・・県内に活動拠点をおく団体

・対 象 事 業・・・講演会の開催、広報誌の作成・配布など、消費生活問題に関する啓発事業

・補助上限額・・・１団体２０万円まで（事業に必要と県が認める経費のみ）

消費生活トラブルでお困りの方は、お住まいの市町村または消費生活センターまで

◆市町村の消費生活相談窓口

鳥取市	市民総合相談センター	0857-20-3863	湯梨浜町	産業振興課	0858-35-5383
米子市	消費生活相談室	0859-35-6566	琴浦町	商工観光課	0858-55-7801
		0859-23-5379	北栄町	企画振興課	0858-37-5864
倉吉市	市民生活相談室	0858-22-2717	日吉津村	住民課	0859-27-5951
境港市	消費生活相談室	0859-47-1106	大山町	住民生活課	0859-54-5210
岩美町	総務課	0857-73-1411	南部町	町民生活課	0859-64-3781
若桜町	町民福祉課	0858-82-2233	伯耆町	住民課	0859-68-3115
智頭町	総務課	0858-75-4111	日南町	企画課	0859-82-1115
八頭町	企画課	0858-76-0203	日野町	産業振興課	0859-72-0336
三朝町	総務課	0858-43-1111	江府町	町民生活課	0859-75-3223

◆鳥取県消費生活センター

東部消費生活相談室　鳥取市東町１丁目２71 番地（県庁第二庁舎２階）
TEL　0857-26-7605、7604　　FAX　0857-26-8144

中部消費生活相談室　倉吉市駄経寺町 212 番地５（倉吉未来中心１階）
TEL　0858-22-3000　　FAX　０８５８－４７－６３９３

西部消費生活相談室　米子市末広町２９４番地（米子ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝｾﾝﾀｰ４階）
TEL　0859-34-2648、2668　　FAX　0859-34-2670

〈相談受付〉8:30～17:00〈開所日〉東中部：平日のみ / 西部：平日，土日（祝日，年末年始休）

一人で悩まず相談してね